

○神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則

平成 30 年 5 月 10 日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸市生物多様性の保全に関する条例(平成 29 年 10 月条例第 7 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(希少野生動植物種)

第 3 条 条例第 1 条第 3 項に規定する規則で指定するものは、別表第 1 に掲げる種とする。

第 4 条 削除

(身分証明書)

第 5 条 条例第 7 条第 4 項(条例第 10 条第 3 項及び条例第 12 条第 4 項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、様式第 1 号による身分証明書とする。

(開発事業)

第 6 条 条例第 9 条第 1 項に規定する規則で定める自然環境に影響を及ぼすと認められるものは、次に掲げる事業とする。

(1) 環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)第 2 条第 4 項に規定する対象事業のうち次に掲げるもの

ア 環境影響評価法施行令(平成 9 年政令第 346 号。以下「評価令」という。)
別表第 1 の 1 の項のイからへまでのいずれかの第 2 欄又は第 3 欄に掲げる要件に該当する事業(自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 20 条第 1 項に規定する特別地域又は緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例(平成 3 年 4 月条例第 2 号。以下「緑地条例」という。)第 4 条第 2 項に規定する緑地の保存区域における新設(車線の数 が 2 以上で、かつ、長さが 2 キロメートル以上であるものに限る。))又は改築(改築に係る部分の長さが 2 キロメートル以上であるものに限る。))の事業に限る。)

イ 評価令別表第 1 の 5 の項のホ又はへの第 2 欄又は第 3 欄に掲げる要件に該当する事業(設置又は変更に係る区域の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。)

ウ 評価令別表第 1 の 6 の項の第 2 欄又は第 3 欄に掲げる要件に該当する事業(埋立処分の用に供される場所の面積のうち、自然の改変を伴う部分の面積が 5 ヘクタール以上であるもの又は緑地条例第 4 条第 3 項に規定する緑地の保全区域若しくは同条第 4 項に規定する緑地の育成区域(以下「緑地の保全区域等」という。))の部分の面積が 2.5 ヘクタール以上であるものに限る。)

エ 評価令別表第 1 の 7 の項の第 2 欄又は第 3 欄に掲げる要件に該当する事業(神戸市環境影響評価等に関する条例施行規則(平成 10 年 1 月規則第 64 号。以下「評価規則」という。))別表(9)の項の右欄ウに掲げる要件に該当するものに限る。)

オ 評価令別表第 1 の 8 の項又は 9 の項の第 2 欄又は第 3 欄に掲げる要件に該当する事業(施行区域の面積のうち、自然の改変を伴う部分の面積が 5 ヘクタール以上であるもの又は緑地の保全区域等の部分の面積が 2.5 ヘクタール以上であるものに限る。)

カ 評価令別表第 1 の 10 の項のロの第 2 欄又は第 3 欄に掲げる要件に該当する事業(施行区域の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。)

キ 評価令別表第 1 の 12 の項の第 2 欄又は第 3 欄に掲げる要件に該当する事業(施行区域の面積のうち自然の改変を伴う部分の面積が 5 ヘクタール以上であるものに限る。)

ク 評価令別表第 1 の 13 の項の第 2 欄又は第 3 欄に掲げる要件に該当する事業(造成に係る土地の面積のうち、自然の改変を伴う部分の面積が 5 ヘクタール以上であるもの又は緑地の保全区域等の部分の面積が 2.5 ヘクタール以上であるものに限る。)

(2) 神戸市環境影響評価等に関する条例(平成 9 年 10 月条例第 29 号)第 2 条第 4 号に規定する対象事業(同条例第 8 条の 2 第 2 項に規定する事前配慮書又は第 14 条に規定する評価書案の作成を要するものに限る。))のうち次に掲げるもの

- ア 評価規則別表(1)の項の中欄カに掲げる要件に該当する事業
- イ 評価規則別表(4)の項の右欄ア又はエに掲げる要件に該当する事業
- ウ 評価規則別表(5)の項の右欄ウ又はエに掲げる要件に該当する事業
- エ 評価規則別表(6)の項の右欄アに掲げる要件に該当する事業
- オ 評価規則別表(7)の項の右欄に掲げる要件に該当する事業
- カ 評価規則別表(8)の項の右欄に掲げる要件に該当する事業
- キ 評価規則別表(9)の項の右欄ウに掲げる要件に該当する事業
- ク 評価規則別表(10)の項の右欄に掲げる要件に該当する事業
- ケ 評価規則別表(11)の項の右欄ア、イ又はエに掲げる要件に該当する事業
- コ 評価規則別表(13)の項の右欄に掲げる要件に該当する事業
- サ 評価規則別表(16)の項の右欄に掲げる要件に該当する事業

2 条例第9条第2項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる事業(自己の居住の用に供する住宅の建築を目的として行う事業を除く。)とする。

- (1) 神戸市開発事業の手續及び基準に関する条例(平成29年4月条例第1号)第6条第1項の審査が必要な事業
 - (2) 緑地条例第8条第1項の許可が必要な行為に係る事業
 - (3) 人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例(平成8年4月条例第10号)第10条第1項の規定による届出が必要な行為に係る事業
 - (4) 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例(平成29年兵庫県条例第14号)第7条第1項第2号の規定による届出が必要な工事に係る事業
 - (5) 神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例(平成30年12月条例第14号)第8条第1項の許可が必要な特定事業又は同条例第13条第1項の規定による届出が必要な特定事業
 - (6) 神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例(令和2年6月条例第10号)第8条の許可が必要な特定事業
- (令7規則67・一部改正)

(開発事業の届出)

第 7 条 条例第 9 条第 3 項の規定による届出をしようとする開発事業者は、様式第 2 号による土地の形状の変更及び工作物の設置等に関する届出書を市長に提出しなければならない。

(指定外来種の販売等の届出)

第 8 条 条例第 13 条第 1 項の規定による届出をしようとする販売者等は、様式第 3 号による指定外来種の販売等に関する届出書を市長に提出しなければならない。

(緑化における植物種の選定)

第 9 条 条例第 16 条に規定する規則で定める植物種は、別表第 2 に掲げる種とする。

(保全活動協定の認定に係る申請等)

第 10 条 条例第 20 条第 3 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定による申請をしようとする保全団体は、様式第 4 号による生物多様性保全等活動に関する協定の締結(変更)の認定に係る申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第 20 条第 4 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。)に規定する規則に定める要件は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第 3 条第 1 項に規定する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を推進するための基本的かつ総合的な方針と整合性のとれたものであること。

(2) 生物多様性の保全又は回復に寄与するものであること。

(3) 条例及び関係法令に違反するものでないこと。

(4) 保全活動協定の内容が確実に実施されるものであること。

3 条例第 20 条第 5 項に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 保全団体の名称又は保全団体の代表者の氏名の変更

(2) 保全団体の主たる事務所の所在地又は保全団体の代表者の住所の変更

(3) 土地所有者等の氏名(土地所有者等が団体である場合にあっては、代表者の氏名)の変更

(4) 土地所有者等の住所(土地所有者等が団体である場合にあっては、主たる事務所の所在地)の変更

- 4 条例第 20 条第 7 項の規定による届出をしようとする保全団体は、様式第 5 号による生物多様性保全等活動に関する協定の軽微な変更に係る届出書を市長に提出しなければならない。

(施行細目の委任)

第 11 条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 8 月 30 日規則第 23 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 神戸市生物多様性の保全に関する条例第 9 条第 2 項の規定により規則で定めるものとされる開発事業に係るこの規則による改正後の神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則第 6 条第 2 項第 5 号の規定は、令和元年 10 月 1 日以後に工事着手する開発事業について適用し、同日前に工事着手した開発事業については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 10 月 30 日規則第 34 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 3 第 3 条の規定による改正後の神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則第 6 条第 2 項第 6 号に規定する許可には、神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例附則第 3 項の規定により同条例第 8 条の許可を受けたものとみなされる者(この規則の施行の際現に兵庫県条例第 24 条及び第 26 条の規定に基づき既に許可の申請を行っている者であって、当該許可を受ける前のものを含む。)に係る兵庫県条例第 23 条の許可を含むものとする。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日規則第 82 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。

附 則(令和 5 年 5 月 30 日規則第 5 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)に定める様式に従い提出されている申請書及び届出書(以下「申請書等」という。)は、この規則による改正後の神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)に定める様式に従い提出されている申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する旧規則の様式による申請書等は、新規則による申請書等とみなして、当分の間、なお使用することができる。

附 則(令和 7 年 3 月 31 日規則第 67 号)抄

(施行期日)

- 第 1 条 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

- (1) ヒダサンショウウオ
- (2) ナゴヤダルマガエル
- (3) イチモンジタナゴ
- (4) ニッポンバラタナゴ
- (5) カワバタモロコ
- (6) アカザ
- (7) ギフチョウ
- (8) マヤサンマイマイ
- (9) ヌノビキケマイマイ
- (10) ヤシャゼンマイ
- (11) デンジソウ

- (12) ケスハマソウ
- (13) ユキワリイチゲ
- (14) カザグルマ
- (15) オキナグサ
- (16) オニバス
- (17) コモウセンゴケ
- (18) ナガボノワレモコウ
- (19) ハリマノフサモ
- (20) フサモ
- (21) サツキ
- (22) ムラサキセンブリ
- (23) ゴマクサ
- (24) ミカワタヌキモ
- (25) マツムシソウ
- (26) マルバオモダカ
- (27) マルミスブタ
- (28) ユキモチソウ
- (29) ヒメミクリ
- (30) ウマスゲ
- (31) ヒナラン
- (32) トケンラン
- (33) セッコク
- (34) フウラン
- (35) ウチョウラン
- (36) カヤラン
- (37) クモラン

別表第2(第9条関係)

- (1) オオバヤシャブシ
- (2) ハゴロモモ

- (3) 園芸スイレン
- (4) タチバナモドキ
- (5) トキワサンザシ
- (6) キダチコマツナギ
- (7) ヤマハギ(神戸市外に生育するものに限る。)
- (8) メドハギ
- (9) マルバハギ(神戸市外に生育するものに限る。)
- (10) ナンキンハゼ
- (11) シンジュ
- (12) ウチワゼニクサ
- (13) トウネズミモチ
- (14) セイヨウイボタ(ヨウシュイボタ)
- (15) コミノネズミモチ(シナイボタ)
- (16) ツルニチニチソウ
- (17) マルバアサガオ
- (18) フサフジウツギ
- (19) エフクレタヌキモ
- (20) ナガバオモダカ
- (21) オオカナダモ
- (22) コカナダモ
- (23) ホテイアオイ
- (24) シナダレスズメガヤ
- (25) オニウシノケグサ
- (26) ネズミホソムギ
- (27) ネズミムギ
- (28) ホソムギ
- (29) ボウムギ
- (30) シュロガヤツリ

様式第1号（第5条関係）

第	号	身	分	証	明	書	↑ 5.5 センチメートル ↓
写真		所属 氏名					
上記の者は、神戸市生物多様性の保全に関する条例（平成29年10月条例第7号）第7条第3項、第10条第2項及び第12条第3項の規定による立入検査をする職員であることを証明します。							
		年 月 日					
		神戸市長 印					
← 9.0センチメートル →							

様式第2号（第7条関係）

土地の形状の変更及び工作物の設置等に関する届出書

年 月 日

神戸市長 宛

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

担当者 所属 氏名

電話番号（ ） —

神戸市生物多様性の保全に関する条例第9条第2項に規定する土地の形状の変更及び工作物の設置等の開発事業に関して、同条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

実施する事業の内容	
事業実施予定区域の土地の所在地	
事業実施予定区域の土地の面積	
工事着手予定日	年 月 日
事業実施予定区域内の自然環境の概況	
自然環境への影響を回避し、又は低減するために講ずる措置の内容	

※添付図面 (1) 位置図
(2) 付近見取図
(3) 土地利用計画図
(4) カラー写真（事業実施予定区域及びその周辺の自然環境の状況）
(5) その他市長が必要と認める図書

様式第3号（第8条関係）

指定外来種の販売等に関する届出書

年 月 日

神戸市長 宛

申請者 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

担当者 所属 氏名

電話番号（ ） —

神戸市生物多様性の保全に関する条例第13条第1項に規定する指定外来種の個体の販売その他の譲渡に関して、同項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

販売その他の譲渡をする指定外来種	
販売その他の譲渡の開始予定日	年 月 日
備考	

※ 届け出た事項を変更する場合は、変更の内容を備考欄に記載すること。

様式第4号（第10条関係）

生物多様性保全等活動に関する協定の締結（変更）の認定に係る申請書

年 月 日

神戸市長 宛

申請者（保全団体）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

（土地所有者等）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

神戸市生物多様性の保全に関する条例〔第20条第1項の規定による保全活動協定の締結、第20条第5項の規定による保全活動協定の変更〕の認定に関して、同条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

生物多様性保全等活動の対象となる野生動植物種	
生物多様性保全等活動を行う地域	
生物多様性保全等活動の内容に関する事項	
協定の有効期間	年 月 日
協定の当事者が当該協定に違反した場合の措置	

※1 変更の申請の場合、変更前と変更後の内容を併記すること。

※2 添付書類 （1）活動地域の位置図
（2）活動地域の区域図
（3）保全団体の規約及び会員名簿
（4）生物多様性保全に係る協定書の写し

様式第5号（第10条関係）

生物多様性保全等活動に関する協定の軽微な変更に係る届出書

年 月 日

神戸市長 宛

申請者（保全団体）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

（土地所有者等）

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ） —

神戸市生物多様性の保全に関する条例第20条第7項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

軽微な変更を行う項目	変更前：
	変更後：

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 10 条関係)

様式第 5 号 (第 10 条関係)